

宮城県知事
村井嘉浩 殿

要 望 書

令和 5 年 5 月
宮城県市長会

宮城県内14市の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県市長会は、本年4月20日、東松島市において宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を審議し、要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 大崎市長 伊藤 康志

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県 へ の 要 望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	新型コロナウイルス感染症対策に関する決議	4
	公共事業関係費の確実な確保について	7
	原子力防災対策の充実強化等について	8
	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について	9
	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の期間延長について	10
	地域医療の充実について	11
	医療費助成制度の充実強化について	13
	医療的ケア児の支援の拡充について	14
	加齢性難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度の創設について	15
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	16
	学校給食費の無償化について	17
	学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について	18
	稲作農家の経営安定化のための各種支援について	19
	強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	21
	観光産業振興に係るインバウンドの推進について	22
	大雨等により被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について	23
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	24
	国道398号の整備促進について	25
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	26
	県央地域の交通網の整備について	27
	県南地域の交通網の整備について	28
	宮城県における水道事業の広域化推進について	29
	総合的な治水対策の推進について	30
	最大クラスを想定した地震・津波対策の推進について	31
	地域公共交通への支援の拡充について	32
	緊急防災・減災事業債の期間延長等について	33

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から12年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成23年度～27年度）」、「第1期復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」の10年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、令和3年3月9日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和3年度～7年度の5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続するよう国に働きかけること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

2. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用

推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を検討すること。

3. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分するよう強く求めること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取り組む処理に対し国が柔軟な対応と十分な負担を行うよう強く求めること。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分するよう強く求めること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう強く求めること。
- (4) 原発被害をことさら福島県等に限定しないよう国及び関係機関に求めること。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう要望すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、県で県南地区に設置されている「鳥獣被害対策専門指導員」を県内全域に設置し、各自治体が一体となり行えるような広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。

この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能な減量化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

- (6) A L P S 処理水の対応については、海洋放出の方針について、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するよう国や関係機関に要望するとともに、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進めること。また、A L P S 処理水からトリチウム等を分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進めるよう国に訴えること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和6年度以降も国の予算措置を継続するよう求めること。
- (7) A L P S 処理水の対応については、水産物の風評被害が残っていることから、モニタリング調査や放射性物質検査を継続的に実施するとともに国内外に向けて水産物の安全性を発信し、消費拡大に対する積極的な支援を行うこと。また、海洋放出に当たっては、隣県も含めた水産事業者の理解を得ることを前提とし、科学的根拠に基づくデータを示し、安全性が担保されていることについて、国内外に向けて情報発信を行い国民と諸外国の安心を確保すること。さらに、国が処理水の海洋放出に伴う風評対策として措置された令和3年度補正予算300億円、漁業継続支援として措置された令和4年度2次補正予算500億円の基金については、漁業者や水産加工業者などの経営継続が実現できるよう、福島県以外の隣県等についても同等に扱われること。併せて、風評発生に対し、確実に運用されるよう現実に見合った制度設計にすること。特に500億円の基金については、幅広く水産関係者の意見を聞き、将来にわたる水産振興に寄与するよう支援メニューを充実させること。万一、それらの対策を講じつつも、風評被害が生じた場合には、令和4年12月23日、東京電力より示された漁業、農業、水産加工業・水産卸売業、観光業に対する賠償基準により、福島当該県以外も含め、被害の実態に見合った東京電力による賠償を国の責任のもと、手続きの簡略化などにより迅速かつ確実に対応するよう強く求めること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

政府は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまでの各種政策・措置の見直しを行うこととした。

感染対策と経済・社会機能の確保・両立を図り、市民が日常生活を取り戻していくためには、引き続き医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1)自治体が実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (2)国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を行うとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。特に、乳幼児と小児接種に使用するワクチン及び接種の有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること。
- (3)乳幼児及び小児のワクチン接種において、重い副反応が生じた場合に、各医療圏域でスムーズに治療が行えるよう医療の受け入れ体制を整えること。

2. 医療資器材の確保等

- (1)安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材に不足が生じないよう、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に、感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

3. 医療機関への財政支援

- (1)感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、大幅な減収となってしまう。

よって、県は国に対して、以下の点について特段の措置を講じるよう求めること。

- ①診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。
- ②新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるに当たり、一般病床・療養病床を問わず、継続して病床を整備した時点に遡及して財源措置を行

うこと。

- ③医療従事者への危険手当支給に対して財源措置を行うこと。
- ④診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。
- ⑤新型コロナウイルス感染症患者のアセスメント外来における、診療報酬の十分な増額を行うこと。

4. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療機関の逼迫を防止するために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。

よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設するよう国に働きかけること。

5. 福祉支援

- (1)子育て世帯において、保護者が新型コロナウイルスに感染した際の対処について、児童相談所の機能を強化するなど体制の整備を進めるために必要な財政措置を講じるよう国に強く求めること。また、県は、事例発生時に児童の受け入れなど適切な対応を行うこと。

6. 地域経済・雇用対策

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要な資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充するよう国に働きかけること。
- (2)休業支援金をはじめとする国の雇用施策について、支援制度の柔軟な運用と事業主への指導の強化のほか、労働者への周知徹底を図るよう国に働きかけること。
- (3)依然利用者数がコロナ禍前まで回復していないバスやタクシー、地下鉄、離島航路などの地域公共交通事業者に対して、生活の足を守るため安定経営に向けた積極的な支援を講じるよう国に働きかけること。
- (4)円安や不安定な世界情勢を受け、電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が農林水産業、運輸業などの幅広い業種の事業者にあふ中、地域の中小企業の事業継続のため、事業者に対する持続化給付金等の支援の他、融資の返済に対する柔軟な対応や価格高騰の激変緩和措置の継続など安定的かつ継続的なエネルギー施策を講じるよう国に働きかけること。
- (5)畜産経営における生産費の高騰が経営を圧迫し非常に厳しい状況にあることから、食

料自給率の維持と地域農業の衰退の危機を回避するため、飼料や生産資材価格高騰に対する畜産経営の影響緩和に向け、即効性のある対策を早急に措置するよう国に働きかけること。

7. 地方財源確保、自治体への財政措置

- (1) 地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するよう国に強く求めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種などの緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。特に、長期化も見据えた対応として、令和5年度以降についても継続的な財政措置を講じるよう国に強く求めること。
- (3) 施設の利用低迷等が続いており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治体への財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを5類に見直す方針が決定し、ワクチン接種も進捗している状況にあるが、原油価格・物価高騰により、市民生活等に様々な影響が生じている。市民の生活を守るとともに、地域経済が早期回復を果たすためには、今後も状況に応じた生活者・事業者支援等が必要不可欠であることから、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるなど、柔軟かつ弾力的な運用を図るよう国に働きかけること。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の抛出等、市においてさまざまに対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、今なお多くの住民がかつての日常に戻れない生活を余儀なくされている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和 4 年 7 月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊しており、原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 2 越水・破堤した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。

原子力防災対策の充実強化等について

県が国からの要請を承諾したことを受け、令和6年2月に東北電力女川原子力発電所の再稼働が予定されている。

東北地方太平洋沖地震の際、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が広域に及んだことから、避難者対応等の原子力防災対策は、県内の市町村が協力して実施する必要がある。

よって、原子力防災対策の充実強化等を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 県が主体となって広域避難計画のさらなる実行性の確保を図るため、細部計画を整備すること。
- 2 原子力災害時の広域避難計画について、屋内退避の有効性や避難の考え方等を、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく県民へ広報すること。
- 3 緊急時モニタリングに用いる放射線測定器やモニタリングポストの設置等、市町村が独自に実施する防護対策に必要な資機材の整備・維持管理に要する経費に対し、十分な財政支援を行うこと。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について

国における性的少数者への取り組みとして、令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において多様性を尊重する環境整備の基本的な考え方が示されており、性的指向・性同一性に関することや女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応を関係府省が取り組むことを明記している。

宮城県における性的少数者への取り組みは、令和3年3月に制定された第4次宮城県男女共同参画基本計画において「性別や性的指向、性自認等を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができ、また、県民が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性（ダイバーシティ）に富んだ豊かな環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある」という考え方が示されているところである。

各自治体においては、東京都渋谷区で渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が平成27年4月に施行され、同年11月に「パートナーシップ証明制度」が日本で初めて導入されて以降、引き続き同様の制度導入が自治体単位で進み、令和4年11月には東京都が導入するなど、全国的な広がりとなっている。

このような状況を踏まえ、誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現を目指した理解促進事業の実施や各自治体の取り組みを支援・促進することが必要である。

また、目の前に存在する性的少数者等への支援にスピード感をもって取り組むべく、県単位でパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入についてリーダーシップを発揮することで、社会の中で困難な状況に置かれている人々への施策の具体化が実現され、すべての県民の人権が尊重される持続可能なまちづくりが促進される。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 既にパートナーシップ制度を導入している自治体の制度と整合を図りながら、当事者が居住する地域に関わらず、あらゆる性別、性的指向、性自認、性的表現が尊重されるよう社会環境の整備に取り組むとともに、パートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取り組みへの支援を行うよう国に働きかけること。
- 2 すべての県民の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、性的少数者や事実婚カップル等に対してパートナーシップ及びファミリーシップの制度設計にリーダーシップを取って取り組むこと。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の期間延長について

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が企画立案し国が認可した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った企業が、課税上の特例を受けることができる制度である。地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用して新たに地方創生に効果の高い事業を行うことが可能で、寄附を行った企業も法人住民税・法人税・法人事業税の税額控除が受けられ、寄附に係る損金算入措置による軽減効果と合わせて最大約9割の軽減を受けられる制度であるため、地方公共団体と寄附を行う企業の双方にメリットがあり、この制度を活用した新たな事業が全国の地方公共団体で展開されているが、この制度は令和6年度で終了となる。

国は、令和4年12月、令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、併せて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、その期間を令和9年度までとした。

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならないこととされているため、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略の策定・改訂に努めている。

今後はより一層、現行の総合戦略から切れ目なく地方創生の取組を推進することが重要だが、地方公共団体が地方版総合戦略を実行するために有効な制度である企業版ふるさと納税の適用期間が令和6年度までとされている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間に合わせ、企業版ふるさと納税の適用期間を令和9年度まで延長するよう国に働きかけること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、病院施設の老朽化や医療設備の更新については、多額の費用を要し、自治体財源の圧迫にも繋がっている。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を初めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産科医等の医師を確実に配置すること。
- 4 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。
- 5 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、夜間の初期救急の維持に主体的に取り組むこと。
- 6 地域ごとの診療科別必要医師数を明確化し、医師を地域に配置する施策を確立すること。併せて良質な医療を提供するため医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保、及び定着が図られるよう財源措置を講じること。

7 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用される。医師を初めとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題であり、その対策として、現在の医療体制を維持するにも人員増が必須となる。この状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

8 「地域医療構想」の実現に向け、関係者間で丁寧な議論を行いながら主体性を持って推進するとともに、機能分化・連携強化の取組みを実施する自治体病院に対し、施設・設備の整備等に必要な地方財政措置やそれぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるような支援策を拡充すること。

9 医師会付属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

10 第7次宮城県地域医療計画（地域医療構想）において回復期や慢性期病床への転換を求めているが、その後方として介護・在宅の充実が不可欠であることから、介護施設整備に要する財政措置、介護職員の勤務環境の改善を図ること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、住民要望により更に単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

また、子ども医療費助成制度に係る費用については、本来の子ども医療費自己負担分の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担していることに加え、国民健康保険においては国からの療養給付費等負担金及び普通調整交付金の基本交付額から地方単独事業波及増額分が減額して交付されている。平成30年4月から対象年齢は見直されたものの就学児からの減額措置は継続されていることから、都道府県及び市町村の国保財政を圧迫している状況となっている。

さらに、宮城県においては、9割以上の市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

そのような中で、子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払を必要としない現物給付方式を導入している一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後当該自己負担相当額の助成を受ける償還払となっており、受給者にとって経済的な負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 障害者医療費助成制度について、新たな自己負担を導入することなく助成内容の充実強化を図ること。
- 2 市町村が行う子ども医療費助成事業への補助について、早急に、18歳までの対象年齢の引き上げ及び所得制限撤廃の措置を講じること。
- 3 母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においても、助成方法を償還払から現物給付に変更するよう、医療機関及び国民健康保険団体連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。

また、現物給付に移行するまでの間、母子・父子家庭医療費助成制度又は障害者医療費助成制度の受給者でかつ市町村単独の子ども医療費助成の対象となっている受給者に対し市町村が支出する医療扶助費も、歳出科目にかかわらず県補助対象と認めること。

医療的ケア児の支援の拡充について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えることを基本理念とし、地方公共団体は支援に係る施策の実施が責務であることが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいるところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等の有無や重症心身障害児など、一人一人の状況が異なっていることから、多様な支援が求められている。

地方公共団体の責務とされた保育所等や学校においても、看護職員配置事業の補助割合に相違があることや、登下校の送迎支援がない等の課題がある。また、既存の福祉サービスが利用できる場合でも、医療的ケア児の送迎には医療的行為を必要とし、運転手以外に看護師等の同乗を要するが、事業所における看護師等の確保が難しく、送迎の対応ができない課題もある。そして、制度間をつなぐ支援施策がないなど、検討が必要な施策も多い。

さらに支援体制構築には医療的ケア児を支える看護師等の確保が必要であり、奨学金制度の確立等の長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、次の事項について支援措置を講じるよう要望する。

記

- 1 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 2 医療的看護職員配置事業の補助率や基準額の拡大等を実施すること。
- 3 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。
- 4 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。

加齢性難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度の創設について

高齢者においては加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により円滑な意思疎通が困難となることなどを理由に、認知機能の維持やフレイル予防の維持効果が期待される他人との交流機会の敬遠を招き将来的に介護を要する要因となりうる。

補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象外の者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合がある。

高齢化社会の進行は全国的な課題であり、これに比例して加齢性難聴者も増加していくことが見込まれる。このことから、加齢に伴う聴力低下の進行に起因するフレイルや認知症を予防し、心身ともに健やかに暮らせるよう、身体障害者手帳に該当しない中度から軽度の加齢性難聴に対する支援として補聴器購入費用に対する助成制度の創設が必要である。

よって、市区町村が行う身体障害者手帳に該当しない中度から軽度の加齢性難聴者を対象とした補聴器購入費助成に対する財政負担軽減措置を講ずること。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。

このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村に財政支援を講じているところである。さらに、心のケアハウスは家庭と学校の中間的な子どもの居場所としての機能も大きくなってきている。

今後は補助金が減額されていくとのことであるが、不登校の出現率がなかなか改善されない中、対策の充実が求められている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 みやぎ子どもの心のケアハウスについては、県内ほとんどの市町村が設置しており、今後は各市町村の教育支援センターに位置付けられ、さらに重要になると考えられる。来年度はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが集中配置されるとのことだが、学校現場の関係を考慮すると特に実効性が上がると考えられる現役教員の配置を行うこと。
- 2 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の補助においては、第Ⅰ期設置の市町村については令和5年度まで、第Ⅱ期設置の市町村については令和8年度までとのことだが、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が行われるために、必要となる財源を確保し、補助事業実施期間を延長するなど支援を継続すること。
- 3 現場からは義務教育段階が終了した後の子どもへの支援も求められている。地域の高等学校との連携や福祉部門との連携を進めることも必要と考えることからそうした体制作りへの支援を充実すること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

文部科学省が実施する「子供の学習費調査」（令和 3 年度調査）によれば、保護者が 1 年間に支出する子供 1 人当たりの学習費は、公立小学校では学校教育費 65,974 円に加えて学校給食費 39,010 円、公立中学校では学校教育費 132,349 円に加えて学校給食費 37,670 円となっており、保護者が負担する費用の中で、学校給食費の比率は高い。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため下記について要望する。

記

- 1 国策として全国一律に学校給食費の完全無償化を実施するよう、国へ強く要望すること。

学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について

文部科学省は、令和2年9月、学校部活動は生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められるとし、休日の部活動における生徒指導や大会の引率を教師ではなく地域人材が担うなど、教師の負担を軽減し教育の質の向上を図るため、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受け、令和4年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議」から提言書が提出された。そこでは、子ども達がスポーツに継続して親しむことのできる機会の確保や、地域で多様なスポーツ環境を整備することによって、子ども達の多様な体験機会を確保することを目指して、まずは休日の運動部活動について令和5年度から段階的に地域移行することとしている。

また、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁がそれぞれ策定していた部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合のうえ全面的に改訂し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備と、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の地域移行実現を目指す方針が示された。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言書では、休日の部活動の段階的な地域移行に当たっては、保護者による会費負担と地方自治体に対する減免措置に加え、国による支援方策についても検討することとされており、文部科学省は令和5年度予算の概算要求に係る予算を計上したが、財務省の査定の結果、大幅な減額となり、補助内容の詳細も示されていない。

子どものスポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会の確保し、教師の負担軽減による学校教育の質の向上を図るため、地域の実情を反映した学校部活動の地域移行に係る補助制度の創設が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校部活動の地域移行のために必要となる経費についての補助制度を創設すること。
- 2 特に過疎地域においては、受け皿となる地域団体の不足や少子化により団体の基盤が脆弱となっており、指導者の確保が課題となっていることから、受け皿となる地域団体の体制構築やマッチング・コーディネートに対する補助制度を創設すること。
- 3 少子化の進行により、学校ごとではなく複数校をまとめたブロック単位での活動が想定されることから、移動に係る費用についての補助制度を創設すること。

稲作農家の経営安定化のための各種支援について

主食用米の需給と価格の安定を図り、持続可能な水田農業を確立していくためには、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や飼料用米などの生産を引き続き推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国は、水田経営において重要な役割を果たす水田活用の直接支払交付金について、交付要件の見直しに係る方針を示している。

国が示す主な見直し内容は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針であることや、多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う場合は、戦略作物助成の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額するものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田を復田させることは困難な場合が多いことから、県内の多くの農業者に戸惑いが広がっている。

少子高齢化を伴う人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、主食用米の需要拡大が見通しにくい状況にある中で、今回の見直しが運用されることになれば、コスト削減に努力したとしても農業経営を持続させることが大きな課題となり、生産意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大に繋がるものと大いに危惧しているところである。

よって、農業者が生産意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう、次の事項について、国に強く求めるよう要望する。

記

- 1 水田活用直接支払交付金の見直しについて、食料自給率向上に貢献している土地利用型の大豆・麦・そば等の生産面積の大幅減少につながる事となる、5年間で水稲作付やブロックローテーションの必須要件などを撤回すること。また、現支援内容では農地の賃貸借料も支払えない状況であり、輸入に頼らない国産飼料の生産拡大に必要な多年生牧草への支援の在り方を再度構築すること。食料自給率向上に貢献している現場の自治体やJAとの意見交換を行い、現場の状況を把握した上で政策を検討し、内容全体を再考すること。
- 2 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は、一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講ずること。
- 3 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。

- 4 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
- 5 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、地域の実情に即した交付単価の設定、水田リノベーション事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。
- 6 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。
- 7 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
- 8 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- 9 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、すべての農家者が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
- 10 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業導入に対する予算を継続して確保すること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には、大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシを初めとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で、生産環境の整備や鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉(ジビエ)の放射能に係る出荷制限等の一部解除、及び豚熱の検査体制の強化と検査費用の支援、また関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

観光産業振興に係るインバウンドの推進について

長引くコロナ禍によって、国が令和2年の目標とした訪日旅行者4,000万人を達成することが出来ず、宮城県においては、令和元年における外国人延べ宿泊者数は56万人を超えたものの、令和4年の外国人延べ宿泊者数は令和3年からは増加したものの約6万7千人に留まり、大幅に減少している状況となっている。コロナ禍で大きく疲弊した観光関連産業にとって、1人当たりの旅行消費額が大きいインバウンドの回復は大いに期待するところであり、地域経済の活性化の点からも極めて重要である。

令和4年10月28日の観光立国推進閣僚会議において「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」が決定され、円安メリットを最大限引き出し、コロナ禍で大きく落ち込んだ訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の早期達成を目指す旨が示されたことや、新型コロナウイルス感染症の分類について、政府において令和5年5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定したことなどから、これまでの基本的な入国制限はなくなる見通しとなっており、今後の訪日旅行者の増加が期待されている。

しかしながら、インバウンドの回復が望まれる一方で、地方においては、訪日観光客の受入体制は必ずしも万全とは言い難い状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策パッケージや観光地・観光産業の再生・高付加価値化等の推進に向け、地方への助言及び財政支援を積極的に行うこと。
- 2 インバウンド誘客のためには観光事業者のデジタル対応が重要であるが、特に地方においては対応が十分ではないことから、地方誘客促進に向け積極的な導入支援を行うこと。
- 3 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援すること。また、周遊ルートに含まれる県有施設の魅力向上に取り組むこと。
- 4 訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要であるため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に対する支援に加え、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

大雨等により被災した農業者の経営安定化のための 新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域では、令和4年7月15日からの大雨により多くの水田が長い期間冠水したことで、作付けしている水稲や大豆などの皆減や収穫量の減少が発生している。これらの冠水した農地は、自然地形や河川の排水機能の関係から、大雨等に際しては恒常的に冠水している状況にある。

現在、自然災害等による農作物等の損害への備えとしては、農業共済制度があるが、折しも、令和4年産から水稲や大豆を対象とした農業共済制度の加入方式が、これまでの一筆方式から、加入者ごとの収穫量を基とする全相殺方式と半相殺方式に見直しされ、水田の冠水が起因して作物が減収となっても、その他の水田が平均的な収穫量であった場合には農業共済金の支払い対象にならないこともある。

また、全ての農作物を対象に、自然災害による収穫量の減少や市場価格の低下など、農業経営の収入減少を補償する農業経営収入保険制度(以下「収入保険制度」という。)もあるが、加入するには青色申告の実績が必要であること、農業共済制度と比較して保険料等が高額になるなどの課題もある。

農業を取り巻く環境としては、「水田活用の直接支払交付金」において、水張りができない農地の対象除外、飼料用米の助成単価の段階的引き下げなど、矢継ぎ早に変わる制度に生産現場は混乱し疲弊している状況にあるが、水田は様々な生物や環境の保全に役立っており、また、河川の治水対策に加えて、田んぼダムなどのように多くの水を貯え洪水を防ぐなど下流域の冠水被害のリスクを低減して、地域に住む人々の暮らしを守り、流域の治水に多大なる貢献をしている。

全国的に大雨などの災害が多発している現状を踏まえるとき、自然災害等を克服して、水田等の農地や農業が持つ多面的な機能を維持し、農業の振興と農家の生産意欲の維持や、国が目指す食料の安全保障のためにも、被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について、措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 恒常的に冠水し被害を受けている農地に対しては、特例として、農業共済制度や収入保険制度と別枠に、農業共済制度の一筆方式を参考とした新たな保険制度を、基金などの財源を確保して創設すること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたりダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

この未整備区間においては、これまでも大雪による通行止めや令和 2 年 4 月に発生した国道 45 号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、完成までの応急対策として、現道拡幅などの対策工事が、安全・安心な地域の生活路線の確保として、喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。併せて、完成までの応急対策として、現道拡幅などの措置を講じ道路交通環境の改善を図ること。

国道 398 号の整備促進について

国道 398 号は、宮城県石巻市を起点とし三陸沿岸地域から内陸部を経て秋田県由利本荘市に至る、太平洋と日本海を結ぶ幹線道路で、東北縦貫自動車道や湯沢横手道路につながるアクセス道路としても機能しており、宮城・秋田両圏域の文化・経済交流はもとより、産業振興などにも大きく寄与している重要路線である。

平成 23 年 7 月には、栗駒山を中心とした豊かな自然資源、動植物、温泉、歴史や文化など多彩な観光資源を有する秋田県湯沢市、宮城県栗原市、岩手県一関市及び秋田県東成瀬村の 3 市 1 村により「ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議」を設立し、観光振興について、県域を越えて広域的に連携して地域の活性化に取り組んでいる。

宮城・秋田の県境区間は、山間豪雪地域のため冬期期間通行止めとなることから、産業活動に大きな影響を及ぼし、地域経済振興の阻害要因となっている。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、道路は、救援活動や物流面で、まさに国民の命と生活を守る重要な社会基盤であることが再認識されたところであるが、冬期閉鎖は、緊急時の災害対応への重い足かせとなっている。

よって、冬期通行止めとなる宮城県栗原市花山から秋田県湯沢市皆瀬までの区間について通年通行が確保できるよう、道路整備に係る予算を十分確保した上で、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 雪崩の発生する可能性が高い区間における防雪対策など、安全な通行を確保するための対策を講じた上で、冬期通行止めとなる区間について通年通行ができるよう、調査・検討を推進し、早期実現を図ること。
- 2 未改良区間及び自歩道の未整備区間の道路整備を図ること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられ、その重要性はますます大きくなっている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成30年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間(北方バイパス区間)の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害や有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間(北方バイパス区間)の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路であり、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路、そして、都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶ幹線道路であり、国道4号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上が期待される。

また、県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）は、大衡村の国道4号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の県道仙台村田線に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより、国道4号や県道仙台泉線などの補完的機能を有するなど、仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する幹線道路である。しかしながら、国道4号へ連絡する道路は、富谷市以北においては団地内の既存道路が主であることから、交通渋滞が懸念されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の事業促進、及び富谷ジャンクションのフル化に向けて早期に事業化するよう国に働きかけること。
- 2 都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間である富谷市明石地内の整備を早急に行うこと。
- 3 地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ（国道4号）から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間の整備を行うこと。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する、重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する一般広域道路を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流のさらなる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島各県を結ぶ国道113号の整備促進が緊急の課題となっている。

なお、横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差点において、国道113号が一時停止の直角道路となっており、通行が円滑でないほか、事故などの危険性もある。また、横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の区間は片側歩道で、市営水上住宅側には歩道はなく、最近、側溝整備とともに路肩部が整備されたが、緩やかなカーブと交通量の増加によって子供たちの通学路として危険な現況にある。

さらに、国道349号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約260km（宮城県管理延長24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道4号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第19号では江尻字谷津前地内の約1,800m区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差点を、通行が円滑になるよう改良すること。
- 3 横倉字吉ノ内地内から阿武隈急行跨線橋の北側の区間にも歩道を設置すること。
- 4 主要地方道白石柴田線との接続部分について、国道349号を主道路とする改良を図ること。
- 5 歩道未整備区間について、安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を進めること。
- 6 江尻字谷津前地内、約1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による収入の減少と、施設の老朽化による更新という問題を抱え、経営環境は厳しさを増している。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に山間部を含む給水人口5万人以下の小規模事業では、将来的に事業存続が極めて困難になることが予測されている。しかし、厳しくなることが分かっているにもかかわらず、そもそも少人数しかいない水道職員は、経験豊富な職員が減少し業務そのものの継続が困難になってきている。

このことに対処し、給水を継続し住民の生活を守るためには、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。これまでに大阪府を始め兵庫県・広島県・佐賀県・香川県では先行して広域化推進プランが策定されている。広島県では、実務的な知識を持つ「企業局」が中心となり、最大の効果が期待できる「全県で事業統合を目指す」ことを基本に広域連携案をまとめ、様々な意見があったなか「統合による連携はできる限り早期に取り組んだほうがより効果が高まる」として、賛同する市町と具体的な取り組みを加速させる」などの対応を進め、県内の統合に賛同した14市町と県が令和4年11月18日に企業団を設立し、令和5年4月の事業開始に向けて取り組みを進めているとされている。

宮城県でも水道事業広域化連携検討会を設置し、水道広域化推進プランの策定などの取り組みを進めているが、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕は無くなりつつある。小規模事業体の広域化については、広島県などと同様に県の強力なリーダーシップが必要であり、広域化に向けた検討をプラン策定に終わらず、具体的かつスピードアップして進めるよう要望する。

総合的な治水対策の推進について

近年、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、全国各地で水災害が激甚化・頻発化している。本県においても、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風や直近では令和4年7月15日からの大雨により甚大な被害が発生し、河川の決壊等、インフラや交通にも大きな影響を及ぼした。

国の試算によれば、今後、気候変動による影響で降雨量が全国平均で1.1倍になると予想され、それにより洪水発生頻度は現在のおよそ2倍になると予想されている。

河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となっている。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっているが、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にあることから、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを目的とした「流域治水関連法」が成立され、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むこととなった。

しかしながら、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違していることから、県による総合調整が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 鳴瀬川左岸及び吉田川右岸堤防の強化・整備を図るよう国に働きかけること。
- 2 下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握すると共に、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図るよう国に働きかけること。
- 3 上記2及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充するよう国に働きかけること。
- 4 流域治水プロジェクトを進めるに当たって、市町村が管理すべき準用河川に係る改修等に関しても総合調整を図ること。

最大クラスを想定した地震・津波対策の推進について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定を公表した。この想定は、最大クラスの津波が悪条件下で発生する場合の浸水の区域等を示すものであるが、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

このような中、県は、今回公表した津波浸水想定を含む最大クラスの地震・津波に対する建物や人的被害量等の想定を今後新たに公表し、県の防災計画の見直しを行うこととしている。また、国は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正法が令和4年6月に施行されたことに伴い、切迫している可能性が高いとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への対策を強化することとしている。

県や国のこれらの取り組みにより、自治体は、先に公表された津波浸水想定に係る対策を推進することに加え、新たな地震・津波被害想定に基づくさらなる地域防災計画等の見直しや、新たな防災対策を講じることを求められている。

よって、各自治体が最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に推進できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定について、住民の理解を得るための丁寧な説明や、津波避難計画の見直し等において、沿岸部の自治体との連携を密にすること。
- 2 津波浸水想定の設定により、自治体が津波対策を着実に推進するための費用や、既存の津波避難施設に高さが不足する場合の改修及び再整備に要する費用等について、十分な財政措置を講じること。
- 3 浸水区域外への移転等を含む公共施設等の防災対策のため、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の既存の優位な起債制度の期限延長や拡充、さらには新たな支援策等について特段の措置を講じるよう国に働きかけること。
- 4 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や新たな地震・津波被害想定について、自治体が適切な対策を講じられるよう、情報提供を随時行うとともに、自治体の防災計画の見直しによる避難施設整備等、防災対策の推進に必要な財政措置を講じること。

地域公共交通への支援の拡充について

公共交通機関は日常生活における必要不可欠な生活基盤であるものの、少子高齢化、人口減少の影響により利用率は年々減少傾向にある。

収支率向上のため、生産性の向上の取組を県、事業者と連携して実施しているが、その効果については限界があることから、持続可能な地域公共交通維持・拡充のため、地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の補助上限額の拡大、交通空白地有償運送についての財政支援拡充のほか、地域が運行する住民バスについては、人口減少による負担増に苦慮していることから、その維持のための支援制度の新設について要望する。

また、離島航路については、島民の唯一の交通手段であるが、本土に比べても高い人口減少率、高齢化に歯止めがかからない状況はもとより、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が著しく、非常に厳しい経営状況にある。

航路に対する補助については、事前内定方式の導入、標準単価の設定により補填率は減少傾向にあるほか、新造船の導入などにより欠損額の増額が避けられない状況にあるため、標準単価の見直し並びに補助率及び補助金予算枠の拡大について、国への働きかけを要望する。

さらに、離島航路事業者に対する宮城県離島航路補助金について、補助限度額の見直し（増額）又は撤廃を要望する。

緊急防災・減災事業債の期間延長等について

地震、津波、台風、豪雨等による自然災害は、近年、大規模化・激甚化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り、わが国の社会経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには、国と地方が一体となり、日本全体で防災・減災の取組をはじめ、早期復旧の取組を強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠である。

本県においては、東日本大震災以降も、令和元年台風第19号や直近では、令和4年の福島県沖地震等、様々な災害に見舞われ、その都度、防災・減災対策を実施しているところではあるが、厳しい財政状況のもと、必要な財源をいかに確保するかということが喫緊の課題となっている。

「緊急防災・減災事業債」は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入するなど、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており、本市のみならず全国で、指定避難所施設の防災機能強化や、情報伝達のための防災無線の整備など、積極的に活用されているところである。しかし、本制度は令和7年度をもって終了の予定であり、防災・減災対策にかかる事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地方公共団体が、引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に安定的に取り組むことができるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和7年度以降も継続するとともに、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図るよう、さらには本制度の恒久化の検討が進められるよう、国に働きかけること。

宮城県市長会名簿

職名	氏名	役職
大崎市長	伊藤康志	会長
気仙沼市長	菅原茂	副会長
富谷市長	若生裕俊	副会長
名取市長	山田司郎	副会長
仙台市長	郡和子	
石巻市長	齋藤正美	
塩竈市長	佐藤光樹	
白石市長	山田裕一	
角田市長	黒須貫	
多賀城市長	深谷晃祐	
岩沼市長	佐藤淳一	
登米市長	熊谷盛廣	
栗原市長	佐藤智	
東松島市長	渥美巖	